

# 重要事項説明書（居宅介護支援）

## 1. 居宅介護支援事業所の概要

### (1) 居宅介護支援事業所の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	居宅介護支援事業所ケアサポートあき
開設年月日	平成 26 年 12 月 1 日
所在地	高知県安芸市港町 2 丁目 635 高知高須病院附属安芸診療所内 2 階
事業所の指定番号	居宅介護支援事業（高知県 第 3970300319 号）
サービスを提供する実施地域※	高知市 南国市 香南市 香美市 安芸市 芸西村 中芸広域（安田町 田野町 奈半利町 北川村 馬路村） 室戸市

※上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

### (2) 事業所の職員体制

従業員の職種	体制	職務内容	人数
管理者兼 主任介護支援専門員	常勤	事業所の運営および業務全般の管理 居宅介護支援サービス等に係わる業務	1 名
介護支援専門員	常勤	居宅介護支援サービス等に係わる業務	2 名以上

### (3) 営業時間

月～金曜日 午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分まで

（土曜・日曜・祝日・12 月 31 日～1 月 3 日は休業）

緊急連絡先：事業所への連絡にて当番介護支援専門員が対応（24 時間体制）

### (4) 法人内の事業所

高知高須病院 高知高須病院附属安芸診療所 高知高須病院室戸クリニック  
訪問看護ステーションあき 介護付有料老人ホームはるか  
訪問看護ステーションたかす

## 2. 当事業所の居宅介護支援の概要

### (1) 事業の目的及び運営方針

利用者の心身状況や環境に応じ、可能な限り居宅において自立した生活を営むことが出来るよう配慮し、本人やその家族の意向等を踏まえ公正中立な立場で 適切なサービスが総合的かつ効率的に提供されるよう必要な支援を行っていく事を目的とします。

### (2) 居宅介護支援申込みからサービス提供までの流れ

- ① ご自宅を訪問し、あなたやご家族からお話を伺います。
- ② あなたの了解を得て、主治の医師等に意見をお尋ねすることがあります。
- ③ あなたやご家族のご希望を踏まえながら、公正中立な立場で、サービス内容および事業所の選定または推薦を行います。利用者は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求められます。  
なお、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができます。  
※各市町村の社会資源やサービス事業所一覧を提示し 説明を行います。
- ④ 介護支援専門員を中心にサービス担当者会議を開いて検討します。
- ⑤ サービス計画の内容、利用料、保険の適用など一切をご説明し、了解を得ます。

※居宅介護支援の提供の開始にあたり、利用者が病院または診療所に入院する必要がある場合には、担当の介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院または診療所に伝えるよう協力をお願い致します。

### 3、利用料金

#### (1) 利用料（ケアプラン作成料）

要介護認定を受けられた方は、介護保険から全額給付されるので自己負担はありません。ただし、保険料の滞納により法定代理受領ができなくなった場合、1ヶ月につき要介護度に応じて下記の金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日保険者の窓口に出しますと、全額払戻を受けられます。

#### 居宅介護支援利用料

居宅介護支援費 I i（介護支援専門員取扱件数 45 件未満まで）

要介護 1・2 10,860 円 / 月                      要介護 3・4・5 14,110 円 / 月

※ 介護支援専門員 1 人当たりの担当利用者数は、おおむね 40 名としています。

※ 居宅サービス等の利用に向けて介護支援専門員が利用者の退院時等にケアマネジメント業務を行ったものの利用者の死亡によりサービス利用に至らなかった場合に、モニタリングやサービス担当者会議における検討等必要なケアマネジメント業務や給付管理のための準備が行われ、介護保険サービスが提供されたものと同等に取り扱うことが適当と認められるケースについて、居宅介護支援の基本報酬の算定を行います

加算種類	算定回数等
初回加算 3,000 円	①新規に居宅サービス計画を策定した場合 ②要支援者が要介護認定を受けた場合 ③要介護状態区分が 2 段階以上変更となった場合
入院時情報連携加算 I : 2,500 円 II : 2,000 円	(I) 利用者が病院または診療所に入院した日のうちに、利用者に関する必要な情報を職員に対して提供をした場合 * 入院日以前の情報提供を含む。 * 営業時間終了後又は営業日以外の日に入院した場合は、入院日の翌日を含む。 (II) 利用者が病院または診療所に入院した日の翌日又は翌々日に、利用者に関する必要な情報を職員に対して提供をした場合 * 営業時間終了後に入院した場合であって、入院日から起算して 3 日目が営業日でない場合は、その翌日を含む。
退院・退所加算 (I) イ : 4,500 円 (I) ロ : 6,000 円 (II) イ : 6,000 円 (II) ロ : 7,500 円 (III) : 9,000 円	退院又は退所にあたって、病院等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報を得た上でケアプランを作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合 福祉用具の貸与が見込まれる場合は必要に応じ福祉用具専門相談員や居宅サービスを提供する作業療法士等が参加した場合 ただし、「連携 3 回」を算定できるのは 1 回以上入院中の主治医等との会議に参加して在宅での療養上必要な説明を行った場合に限る。(初回加算を算定する場合は算定できない)  関係者からの利用者に係る必要な情報提供の回数 (I) イ 1 回 (カンファレンス以外の方法により実施) (I) ロ 1 回 (カンファレンスにより実施) (II) イ 2 回以上 (カンファレンス以外の方法により実施)

	(Ⅱ) ロ 2回 (うち1回以上はカンファレンスを実施) (Ⅲ) 2回以上 (うち1回以上はカンファレンスを実施)
緊急時等居宅カンファレンス加算 2,000 円	病院又は診療所の求めにより、当該職員とともに利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合、1月あたり2回を限度として算定できる
特定事業所加算 (Ⅲ) 3,230 円	厚生労働大臣が定める以下の施設基準に適合しているものとして届け出た指定居宅介護支援事業所に対し、1月につき加算される ①専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の主任介護支援専門員を1名以上配置していること ②専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員を2名以上配置していること ③利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的開催すること ④24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること ⑤当該居宅介護支援事業所における介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施していること ⑥地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定居宅介護支援を提供していること ⑦家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修会に参加していること ⑧居宅介護支援費に係る特定事業所集中減算の適用を受けていないこと ⑨指定居宅介護支援事業所において指定居宅介護支援の提供を受ける利用者数が当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員1人当たり45名未満であること ⑩介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保していること ⑪他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等を実施していること ⑫必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービス（インフォーマルサービス含む）が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること
通院時情報連携加算 500 円	利用者1人につき、1月に1回の算定を限度とする。 利用者が医師の診察を受ける際に同席し、医師又は歯科医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師又は歯科医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、ケアプランに記録した場合

(2) 交通費

前記 1 の (1) のサービス提供地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域にお住まいの方は、交通費の実費が必要となります。

4、緊急時の対応

利用者に容体の変化などがあった場合は、事前の打ち合わせによる主治医、家族など関係各位へ連絡する等の措置を講じます。

5、事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合した場合は、市町村、利用者の家族等に連絡するとともに必要な措置を講じます。

6、サービス内容に関する相談・苦情

(1) 当事業所の相談・苦情窓口

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。担当介護支援専門員または管理者までお申し出ください。また、担当介護支援専門員の変更を希望される方はお申し出ください。

【当事業所相談窓口】 高知県安芸市港町 2 丁目 635 高知高須病院附属安芸診療所内 2 階  
居宅介護支援事業所ケアサポートあき 担当者：管理者 徳弘 加須美  
TEL：0887-32-0250 FAX：0887-34-1652

(2) その他の窓口

当事業所以外に下記の公的機関においても相談や苦情に対応しています。

【各市町村介護保険相談窓口】

高知市介護保険課 事業係 高知市本町 5 丁目 1-45

TEL：088-823-9972

南国市長寿支援課 介護保険係 南国市大塚甲 2301

TEL：088-880-6556 FAX：088-863-1167

香美市健康介護支援課 社会長寿班 香美市土佐山田町宝町 1-2-1

TEL：0887-52-9280 FAX：0887-53-4572

香南市高齢者介護課 介護保険係 香南市野市西野 2706

TEL：0887-57-8510 FAX：0887-56-0576

安芸市健康介護課 介護保険係 安芸市土居 82-番地 1

TEL：0887-35-1003 FAX：0887-32-1555

芸西村 芸西村役場 高知県安芸郡芸西村和食甲 1262

TEL：0887-33-2111 FAX：0887-33-4035

中芸地区 中芸広域連合 介護サービス課 高知県安芸郡田野町 1456-1

TEL：0120-671-266 FAX：0887-32-1195

室戸市保健介護課 室戸市領家 87 番地

TEL：0887-22-5155 FAX：0887-22-3995

【地域包括支援センター】

高知市	地域包括センター	TEL : 088-823-9212
南国市	地域包括支援センター	TEL : 088-804-6010
香美市	地域包括支援センター	TEL : 0887-53-3127
香南市	地域包括支援センター	TEL : 0887-57-8511
安芸市	地域包括支援センター	TEL : 0887-32-0555
芸西村	地域包括支援センター	TEL : 0887-33-2245
中芸地区	地域包括支援センター	TEL : 0887-32-1244
室戸市	地域包括支援センター	TEL : 0887-22-5158

【高知県国民健康保険団体連合会】 高知市丸ノ内 2-6-5

高知県国民健康保険連合会 介護保険課 苦情相談係

TEL : 088-820-8410 088-820-8411

対応時間 平日 9 : 00 ~ 12 : 00 13 : 00 ~ 16 : 00

7、提供するサービスの第三者評価

当事業所では提供するサービスの第三者評価を行っておりません。

## 要介護認定前に居宅介護支援の提供が行われる場合の特例事項に関する重要事項説明書

利用者が要介護認定申請後、認定結果がでるまでの間、利用者自身の依頼に基づいて、介護保険による適切な介護サービスの提供を受けるために、暫定的な居宅サービス計画の作成によりサービス提供を行う際の説明を行います。

### 1. 提供する居宅介護支援について

- ・ 利用者が要介護認定までに、居宅介護サービスの提供を希望される場合には、この契約の締結後迅速に居宅サービス計画を作成し、利用者にとって必要な居宅サービス提供のための支援を行います。
- ・ 居宅サービス計画の作成にあたっては、計画の内容が利用者の認定申請の結果を上回る過剰な居宅サービスを位置づけることのないよう、配慮しながら計画の作成に努めます。
- ・ 作成した居宅サービス計画については、認定後に利用者等の意向を踏まえ、適切な見直しを行います。

### 2. 要介護認定後の契約の継続について

- ・ 要介護認定後、利用者に対してこの契約の継続について意思確認を行います。このとき、利用者から当事業所に対してこの契約を解約する旨の申し入れがあった場合には、契約は終了し、解約料はいただきません。
- ・ また、利用者から解約の申し入れがない場合には、契約は継続しますが、この付属別紙に定める内容については終了することとなります。

### 3. 要介護認定の結果、自立（非該当）または要支援となった場合の利用料について

要介護認定等の結果、自立（非該当）又は要支援となった場合は、利用料をいただきません。

### 4. 注意事項

要介護認定の結果が不明なため、利用者は以下の点にご注意いただく必要があります。

- (1) 要介護認定の結果、自立（非該当）又は要支援となった場合には、認定前に提供された居宅介護サービスに関する利用料金は、原則的に利用者にご負担いただくこととなります。
- (2) 要介護認定の結果、認定前に提供されたサービスの内容が、認定後の区分支給限度額を上回った場合には、保険給付とならないサービスが生じる可能性があります。この場合、保険給付されないサービスにかかる費用の全額を利用者においてご負担いただくこととなります。

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して本書面にもとづいて重要事項を説明しました。

令和 年 月 日

事業者 所在地 高知県安芸市港町 2 丁目 635  
高知高須病院附属安芸診療所内 2 階  
事業者名 居宅介護支援事業所ケアサポートあき

説明者 印

私は、本書面により事業者から居宅介護支援についての重要な事項の説明を受けました。

利用者 住 所

氏 名 印

家族の代表

住 所

氏 名 印 続柄

利用者は、身体状況等により署名ができないため、利用者本人の意思を確認のうえ、私が利用者にならわって、その署名を代筆しました。

署名代筆者

住 所

氏 名 印 続柄